商品先物取引 取引開始基準

AI ゴールド証券株式会社

商品先物取引の取引開始基準として、当社は以下のとおり定めております。

1. 常に不適当と認められる勧誘および受託

当社は、以下の該当者を商品デリバティブ取引の取引開始基準に満たないものとし、商品デリバティブ取引の委託の勧誘及び受託を行いません。

- (1) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害と認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 長期入院患者等で随時連絡がとれない者
- (4) 商品先物取引を行うに当たり支障をきたすと思われる疾病がある者
- (5) 商品先物取引をするための借入れをしようとする者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- (8) 顧客等又はその実質的支配者が PEPs (Politically Exposed Persons) の該当者
- (9) 20歳に満たない個人、その他商品デリバティブ取引を行う適格性を有しないと当 社が判断する者
- 2. 原則に照らして、不適当と認められるおそれのある勧誘

当社は、次の各号を適合性の原則に照らして、「不適当と認められるおそれのある勧誘」と位置づけ、商品デリバティブ取引の委託の勧誘及び受託を行いません。ただし、例外要件を満たす場合はこの限りではありません。

- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を立てている者(収入全体の過 半を占める者)に対する勧誘
- (2) 一定以上の収入(年収500万円以上)を有しない者に対する勧誘
- (3) 高齢者(75歳以上の者)に対する勧誘(ただし、現在取引中の顧客は除く。)
- (4) デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘
- (5) 投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に対する勧誘(取引を 継続することにより、投資可能資金額を超える損失が発生する可能性が高い場合 に、当該取引の継続を勧める行為を含む。)